



アサダ

樹肌がとくにかわっている。落葉広葉樹であるが、多摩地方などではそれほど多いものではなく、山で目につくと、やはり何となく気になる木のようなだ。この肌の特徴で、花や実がなくても、何の木だか聞かれると即答できる。

高尾山では表参道、3号路などにときどき見られる。若木ではそれほど肌は荒れないが、中木になつてくると、次第に浅く縦に裂け、荒々しい肌となり、その特異な肌は山中で目立つ。周辺の山では今熊山に比較的多いような気がする。

写真・資料提供
菱山忠三郎氏



《今月の笑顔》



たなか
田中あゆみさん

- **新型コロナウイルス感染症関連の企業向け情報をご紹介します**
- タックスコーナー「在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ」
- 八王子市の企業支援制度
「販路拡大支援補助金」
「生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資への支援」
- 経営コラム「コロナ問題 - 情報に惑わされない暮らし方」



公益社団法人
八王子法人会

新型コロナウイルス感染症関連の 企業向け情報をご紹介します

当法人会では、広報誌「きずな」4月号に経済産業省作成のパンフレット『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ』を同封しました。今回は、その後の追加情報や行政からの注意喚起情報などについてご紹介させていただきます。



掲載の情報は本誌編集時点（4月20日）の内容のため、国会審議の状況等により変更される場合があります。最新の情報については、八王子法人会ホームページ（<https://www.hojinkai.or.jp/>）をご覧ください。関係各機関の制度紹介ページへスムーズにアクセスできます。

民間金融機関の無利子・無担保融資について

■ 制度の概要

東京都による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・保証料減免となる中小企業向け融資スキームが創設されます。融資上限は3,000万円。信用保証付きの既往債務の借換も可能です。

■ 対象となる要件等

セーフティネット保証制度4号（突発的災害～自然災害等～）、同5号（業況の悪化している業種）、危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給が実施されます。

（具体的な補助内容）

- * 売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1 / 2
- * 売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ + 金利ゼロ

■ 既往債務の借換

金利補給期間は当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利となります。信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能です。お問合せは中小企業金融・給付相談窓口☎0570-783183（9:00～17:00 / 休日も対応）

小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上が減少（最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上）した小規模企業共済の契約者を対象に、緊急経営安定貸付の無利子化、据置期間の設定、償還期間延長といった貸付要件の緩和措置が設けられています。（貸付限度額2,000万円以内 / 納付した掛金総額の7～9割の範囲） お問合せは中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎050-5541-7171

◆ 新型コロナウイルス関連情報 ◆

持続化給付金（法人の場合、上限200万円）について

■ 給付額等について

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者を対象とした、事業全般に広く使える給付金で、法人には昨年1年間の売上からの減少分を上限に200万円が支給されます。

（売上減少分の計算方法）

前年の総売上 - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）を基本とします。

■ 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比50%以上減少している者。（資本金10億円以上の大企業を除き、医療法人、社会福祉法人なども広く対象とします。）

■ 前年同月比▲50%月の対象期間は？

2020年1月から12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択。

■ 申請・給付の開始時期は？

本誌編集時点では未定です。決定次第、当会ホームページで紹介します。

■ 申請に必要な情報は？

住所や口座番号の他、①法人番号 ②2019年の確定申告書類の控え ③減収月の事業収入額を示した帳簿等。ウェブ申請を基本に、**完全予約制の申請支援窓口も設置します**。お問合せは中小企業金融・給付相談窓口☎0570-783183（9:00～17:00 / 休日も対応）

東京都感染拡大防止協力金について

■ 給付額等について

感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に**全面的な協力**をした中小の事業者に対して、50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）が支給されます。

■ 支給対象

「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）で、緊急事態措置以前に開業しており、営業の実態があることが条件です。都内の事業所の休業等が対象であり、この場合、都外に本社がある事業者も対象となります。**全面**

的な協力とは、少なくとも、2020年4月16日から5月6日までの期間、休業等に協力することをいいます。

■ 申請・給付の開始時期は？

受付は4月22日（水）～6月15日（月）、給付は5月初旬からの予定。最新情報は当会ホームページで紹介いたします。

■ 申請に必要な情報は？

①協力金申請書 ②確定申告書の写しなど営業実態を確認できる書類 ③休業の状況が確認できる書類（休業期間を告知する店頭ポスターの写しなど） ④誓約書の4点。お問合せは東京都コールセンター☎03-5388-0567（9:00～19:00 / 休日も対応）

【法人会会員限定】 無料健康相談ダイヤルについて

■概要について

法人会福利厚生制度協力会社である大同生命保険(株)とA I G損害保険(株)が6月30日までの期間限定で、24時間対応の『新型コロナウイルス健康相談ダイヤル』を開設しています。

☎0120-102-297

■ご利用対象者

全ての法人会会員企業の役員、従業員とご家族の方々にご利用いただけます。また、大同生命、A I Gが受託する福利厚生制度(保険)へのご加入の有無は問いません。

■誰が相談を受けてくれるの?

ご相談をお受けするのは、経験豊かな看護師、保健師など専門家です。

■相談事例(一例)

風邪のような症状が出ているが、大丈夫か?/予防のための手洗いやうがいのポイントは?/どうしても外出が必要、何に注意したらいいの?

■ご注意

ご回答は厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿ったものとなります。また、保険加入や給付金など、保険に関するお問合せ、ご相談には対応できません。

【注意喚起】テレワーク時のサイバーセキュリティ対策について



政府の緊急事態宣言発出や、これに先立つ東京都からの外出自粛要請などに伴い、急遽、テレワーク実施を決めた企業もあるかと思えます。

職種によっては、個人のパソコンを使用するなどし、自宅でも十分に仕事がこなせる場合も考えられます。しかし、情報セキュリティ対策が不十分な場合、マルウェア(ウイルス)への感染リスクが高まります。警視庁ホームページ「情報セキュリティ広場」に注意すべき項目が紹介されています。ぜひ、一度ご確認ください。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/joho/telework.html>

■ホームページ掲載の主な注意事項

Windows 7 などサポートの終了したOSを使用しない/OSやウイルス対策ソフトを常に最新の状態に保つ/一つのパソコンを複数人や別アカウントで共有しない/公衆無線LANのネットワーク内ではファイル共有機能をオフにする/自宅のWi-Fiルータ使用時はファームウェアを最新のものにアップデートする 他

**コロナ問題
情報に惑わされない暮らし方**

産業カウンセラー 柏木勇一

◆SNS時代の教訓が明らかに

2020年の年明けは、東京オリンピック・パラリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場やご近所、家庭はどうなっていますか? 今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いもなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でどう説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実にこの会社は、可能な部署では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。

多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を「情報騒動」と表現します。ここに教訓があるからです。

◆コロナウイルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構(WHO)が、コロナウイルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、①信頼できる人と話す。家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい ②自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタイル、食事や睡眠、適度な運動を心がける ③喫煙や飲酒は要注意 ④事実(ファクト)をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持って適切な対処行動をとることができると呼びかけたのです。このうち、④として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。

この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトックス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

◆情報過多の時代、
スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大事さが分かっていながら、実際は実践していなかったことにも気づきました。

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れてしまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけないでしょう。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア(例えば新聞)に接する、などの効果も再確認されています。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

[筆者紹介]
柏木勇一(かしわざい・ゆういち)1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

在庫酒類の持ち帰り用販売等をしたい料飲店等の方へ
～ 料飲店等用の期限付酒類小売業免許申請のポイント ～

令和2年4月
国 税 庁

料飲店等が、新型コロナウイルス感染症に基因して、在庫酒類の持ち帰り用販売等により資金確保を図るものについて、迅速な手続で期限付酒類小売業免許を付与します。

1 料飲店等用の期限付酒類小売業免許の概要

- 対 象：料飲店等を経営している事業者
申請期限：令和2年6月30日（火）
免許期限：免許日から6か月
販売対象：既存の在庫をはじめ既存の取引先からの仕入れの販売に限る
※ 料飲店等用の期限付酒類小売業免許に登録免許税は課されません。

2 提出書類

- 申請時に提出が必要な書類
 - ・ 酒類販売業免許申請書
 - ・ 申請書 次葉1（販売場の敷地の状況）
 - ・ 申請書 次葉2（建物等の配置図）
 - ・ 住民票写し（法人については法人の登記事項証明書）
- 免許付与後に提出する書類
 - ・ 申請書 次葉3（事業の概要）
 - ・ 申請書 次葉6（「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書）
 - ・ 酒類販売業免許の免許要件誓約書
 - ・ 土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し
 - ・ 地方税（申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。）の納税証明書
 - ・ その他税務署長が必要と認めた書類



様式はこちらから
ダウンロードできます

3 留意事項

- 酒類の仕入れ、販売について帳簿に記帳する義務が課されるほか、販売数量の報告等を行う必要があります。
- 「量り売り」（購入者の希望する酒類を、希望する量だけ販売）や「詰め替え」（あらかじめ別の容器に小分けして販売）をすることができます。
※ 詰め替えを行うためには、一定の手続（届出・表示）が必要です。
- 料理に併せるなどして酒類を宅配することは可能ですが、インターネット等を利用して、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として酒類を販売することはできません（別途、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があります。）。
- 原価割れ販売を禁止する「酒類の公正な取引に関する基準」等を遵守する必要があります。
- 酒類販売管理者を選任（研修の受講等）する必要があります。
- 自治体等から各種の要請等がある場合、これに従うことを条件とします。

詳細につきましては、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。酒類指導官は全ての税務署には配置されていないので、配置されている担当税務署を国税庁ホームページでご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sodan/index.htm>

（ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ お酒に関する情報/ 酒税やお酒の免許についての相談窓口）



2020年度税務職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

- ◇ 受験資格
 - 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
 - 1 申込方法
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>（申込期アドレス）から
 - 2 受付期間
令和2年6月22日（月）9時から令和2年7月1日（水）まで[受信有効]
 - 3 受験案内
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)（ダウンロード）
または、東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）（平日のみ）で配布
- ◇ 試験日

第1次試験	令和2年9月6日（日）
第2次試験	令和2年10月14日（水）から令和2年10月23日（金）までのうち指定された日時

（注）詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係（電話（03）3542-2111内線2162）までお尋ねください。

申告・納付等の期限の個別延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

また、申請につきましては別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくこととしております。

詳しくは国税庁ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」をご覧ください。



■ 八王子市からのお知らせ ① ■

企業支援課から「販路拡大支援補助金」及び「生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資への支援」の2つの補助制度について、お知らせいたします。
各制度の詳細やご不明な点等について、企業支援課までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市産業振興部企業支援課（八王子市役所6階）
TEL:042-620-7379 E-mail:b097200@city.hachioji.tokyo.jp

「市内中小企業の販路拡大に向けた事業にかかる経費の一部を補助します！」

○対象となる企業

市内中小企業、小規模事業者及び個人事業者

○補助対象事業

以下の(1)から(4)のすべての条件に該当すること

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること
- (2) 2020年4月1日以降に契約が締結され、かつ申請時点で事業実施及び支払いが完了していること
- (3) 根拠資料等によって支払金額が確認できること
- (4) 「新たな販売先の獲得」を目的とした「新たな取り組み」であり、既存の事業活動の範囲に含まれないことが明確であること

※その他の要件等はホームページをご確認ください

○補助対象経費

①IT活用による販路拡大事業

ウェブマーケティング調査、ウェブページの作成・改修、ウェブ広告等

②IT活用を除く販路拡大事業

事業計画策定等のコンサルティング、カタログ作成、チラシ・新聞等の広告等

○補助率・補助額

【中小企業】

- ・補助率：補助対象経費の3分の2以内
- ・上限額：(①IT活用) 15万円
(②IT活用を除く) 5万円

【小規模事業者】

- ・補助率：補助対象経費の4分の3以内
- ・上限額：(①IT活用) 15万円
(②IT活用を除く) 7.5万円

○申請方法

事業（契約、実施、支払）完了後、2021年2月末日までに、申請書類を企業支援課までご提出ください。（郵送可）

※提出書類等の詳細はホームページをご確認ください

○その他

本補助金の詳しい内容については、本市のホームページをご確認ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/001/p024765.html>

昨年度、販路拡大支援補助金・展示会出典支援補助金の交付を受けた事業者の方は、本年度はご利用できません。

■ 八王子市からのお知らせ ② ■

「生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資への支援」

八王子市では、中小企業が生産性向上を促進するための生産性向上特別措置法に基づき、償却資産に係る固定資産税の特例措置（最初の3年間課税標準をゼロとする。）や、ものづくり・サービス補助金等の補助金の優遇措置によって、中小企業の設備投資を支援しています。

これらの支援を受けるためには、中小企業者が特別措置法に基づき先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

●認定の申請窓口について

先端設備等導入計画の認定申請の際には、認定支援機関による事前確認書や工業会証明書等が必要になります。申請についての詳細は、企業支援課にお問い合わせください。

●対象となる企業

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

※ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金額1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限ります。

●対象となる設備等

労働生産性の向上に必要な、生産、販売活動等の用に直接供される次の設備

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

※ただし、固定資産税の特例の対象となる設備等については、販売開始時期や最低取得価格等について別に要件がございます。また、認定の申請の際に工業会証明書（写し）の添付が必要となります。

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

(1) 東京法人会連合会 事業課 まで電話で申し込んでください。

TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）

(2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。

(3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。

(4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。

(5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）

港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号

TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分

JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

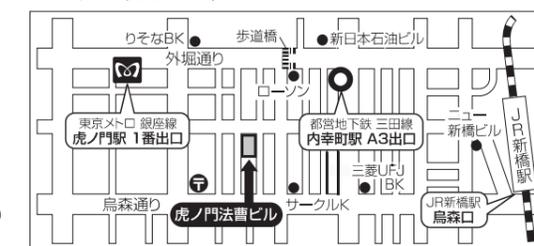
●無料相談時間は1時間までです。

（東京法人会連合会が負担します。）

●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

●料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。

その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先（一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

法人会インターネットセミナーをご活用ください

ID：hj0183 パスワード：4875



インターネットセミナー
ホームページQRコード

電子申告で効率UP!!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

e-Tax 検索

軽減税率制度における税額計算の特例とは？

～ 経理課社員リサ と 顧問税理士サキ先生 の税務問答 ～ 税理士 互井 敏勝

リサ 令和元年10月から軽減税率制度が導入され、消費税率が複数になりましたね。

サキ先生 今後は売上げと仕入れを税率の異なるごとに区分して税額計算する必要がありますね。

リサ 税率ごとに区分するのは大変そうですね。

サキ先生 課税売上げと課税仕入れを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）については、売上税額と仕入税額について特例を用いて計算することができます。

リサ 具体的にはどのように計算するのですか。

サキ先生 まず、売上税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算します。この一定の割合は3種類あり、①課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）、②通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）、③上記①と②の割合の計算が困難な中小事業者で主として軽減対象資産の譲渡等（約50%以上が軽減税率対象）を行う事業者の50/100（軽減売上割合を50%とみなす）、があります。なお、①は簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

リサ 課税売上げを税率の異なるごとに区分して経理できなくても、簡便的に軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算することができるのですね。

サキ先生 次に、仕入税額の計算特例は、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間において、課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分経理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、その事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、その事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算します。なお、課税売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算特例として軽減売上割合（上記②又は③）を使用した場合は、その軽減売上割合を小売等軽減売上割合とみなして仕入税額を計算します。

また、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間については、上記仕入税額の特例を適用せずに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度を適用できる特例があります。

リサ この税額計算の特例は、卸売業又は小売業を営む事業者とそれ以外の事業者で適用できる特例が異なるので、制度を良く理解する必要がありますね。

■ 筆者紹介

互井敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「令和元年版 税制改正経過一覽ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」（共著、大蔵財務協会）、「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）など。

八王子市オリンピック・パラリンピック推進室からのお知らせ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催日について

令和2年（2020年）3月30日に行われた国際オリンピック委員会（IOC）臨時理事会において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の新たな開催日程が承認され、決定しました。

【開催日程】

■ 東京2020オリンピック

令和3年（2021年）7月23日（金）～ 8月8日（日）（17日間）

■ 東京2020パラリンピック

令和3年（2021年）8月24日（火）～ 9月5日（日）（13日間）

開催日程が決定されたことに伴い、東京都では、「目標が明確になったことから、今後、全力を挙げて、新型コロナウイルスに打ち勝ち、安全安心な東京2020大会の実施に向け、組織委員会、国などの関係者と一丸になって準備を進めていく」としており、本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、来年の開催に向けて準備を進めてまいります。

※2020年1月号より連載をさせて頂いていましたが、開催延期により暫く連載を休止させて頂きます。

今月の笑顔



医療法人社団KNI

北原 RD クリニック

<https://rd.kitaharahosp.com/> (大和田町)

▼今月の笑顔は、国道20号線を八王子市街から浅川を渡り、石川入口交差点を左へ、大和田町にあります『北原RDクリニック』さんを訪問し、事務の小倉直美さんと、田中あゆみさんにお話を伺いました。

▼『北原RDクリニック』さんは、医療法人社団KNI北原国際病院付属の検査専門クリニックで、脳ドック、乳がん検査などを主に検査業務を行っています。

▼受付事務の田中さん、「主に受け付け、電話対応、PC入力、会計業務、レセプトなどや、お客様対応の業務をしています」

▼心がけていることや、やりがいは、「笑顔を大切に、接するようにしています。お客さまから『ありがとう』など感謝の言葉をいただくと、大変嬉しく励みになります」「また、レセプト業務などもありますので、ミスがないよう注意深く取り組んでいます。小倉先輩のようになる事が目標です」

▼休日は、「食べ歩きや温泉などに行くのが好きです。先日は川越に行き、おまんじゅうを食べ、目的の親子丼のお店は多くの方が並んでいて、待ちきれずにラーメンを食べました。他には和菓子も食べます。近くですが、みなみ野の日帰り温泉に行ったりします」

▼クリニックの窓口であり顔となる存在の受付は非常に重要な役割ですが、その中でも田中さんは上司や先輩職員からも評価が高く、「笑顔が素敵で、お客さま対応がよく、周りから慕われる存在です」（小倉さん）

▼「当クリニックは完全予約制で、スタッフは女性のみとなっております。病院とは思えないまるでホテルのような設備で、プライバシーを守り、安心して検査を受



たなか あゆみ 田中あゆみさん

おくら なおみ 小倉直美さん

けられる場所をご提供しています。MRIやCTも備えていますので、気になる箇所の細部の検査も行っています」
「北原国際病院グループとして2番目に出来た施設になります。当グループでは、毎年11月頃に北原フェスという催しを開催しています。健康に関する検査から健康チェックなど無料で行っています。お時間合いましたら、是非ご参加ください。脳と言えば北原、心配なことがありましたら、検査、診察、処置は、医療法人社団KNIグループへお越しください」（小倉さん）

医療法人社団KNI 北原RDクリニックでは脳ドックや婦人科検診を行っております。気になる点のご質問、ご予約等お電話またはインターネットから受け付けております。お気軽にご相談ください。TEL 042-656-2221



北原RDクリニック QRコード

発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 多田 充 伸 発行日 令和2年5月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 清宮 仁 印刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
 第45巻 第2号通巻474号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)